

# 新・福島県障がい者工賃向上プラン

平成24年12月  
福島県保健福祉部

## はじめに

「福島県障がい者工賃向上プラン」は、「福島県障がい福祉計画」の柱のひとつである福祉施設における工賃水準の向上及び一般就労への移行促進を具体的に推進するための実施計画として、国の経済財政改革基本方針2007「成長力底上げ戦略」の「工賃倍増5か年計画」を踏まえ、平成19年度に策定されました。

就労系施設の経営改善を図り、そのことにより就労系施設を利用されている障がい者の工賃向上を総合的に推進するための基本方針として様々な取り組みを実施し、福島県平均工賃は向上（平成18年度9,540千円、平成23年度11,414円）しましたが、目標であった月額20,000円の達成にはいたっておらず、県の平均工賃は依然として全国平均を下回っています。

また、策定から5年が経過する中、経済・社会状況の変化や東日本大震災の発生等に伴い、新たな課題も生まれました。

こうした工賃の現状及び課題に対処するとともに、ニーズを踏まえた施策展開を行うために現行プランの見直しを行い、計画の基本的な考え方や構成等、プランの土台となる部分は堅持しつつ、経済・社会情勢を踏まえこれに的確に対応するため、政策や施策の再構築を行います。

また、福祉施設と企業・経済団体、市町村等との連携を図り、地域で障がい者を支援するためのネットワーク構築の検討など、必要に応じて随時見直しを行いながら、現場の意向を反映させた取り組みを推進します。

## 第 1 計画の位置付け

### 1 位置付け

「新・福島県障がい者工賃向上プラン」は、障がい者の自立と社会参加の促進を目指して策定した「福島県障がい福祉計画」の柱のひとつである福祉施設における工賃水準の向上及び一般就労への移行促進を具体的に推進するための実施計画として位置付けられるものです。

#### 【本県の就労系施設の状況】

(平成 24 年 4 月)

	施設数(カ所)	定員数(人)
就労移行支援	17	173
就労継続支援(A型)	14	195
就労継続支援(B型)	147	3,409
計	178	3,777

### 2 計画期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。

### 3 対象事業所

本計画の対象事業所は、次のとおりです。

- 就労継続支援 B 型事業所

#### 【対象事業所・定員数一覧】

(平成 24 年 4 月)

種別	施設数(カ所)	定員数(人)
就労継続支援(B型)	147	3,409

## 第2 本県の現状と課題

### 1 工賃の現状

本県の平成23年度工賃（賃金）月額実績調査（※1）における計画対象事業所（※2）の月額平均工賃は、11,414円です。

平成23年度工賃（賃金）月額実績調査の計画対象事業所のうち、最も工賃が高いのは32,946円で、工賃2万円以上は、12事業所（延べ人数4,004人）、工賃1万円以上～2万円未満が45事業所（延べ人数13,091人）、工賃1万円未満は81事業所（延べ人数20,070人）となっており、事業所ごとに利用者の障がい特性や事業形態もさまざまなことから、工賃水準にはかなりの開きが見受けられます

本県の平成23年度工賃（賃金）月額は、平成22年度の全国平均の月額13,079円を下回っており、今後、工賃水準の向上に向けて、より積極的な取り組みが求められています

※1 平成23年度工賃（賃金）月額実績調査

全国の就労系施設の工賃（賃金）の実態を把握するため、厚生労働省が各都道府県等を通じて、毎年度、就労系施設事業者が施設利用者に支払う工賃の実績を調査したもの

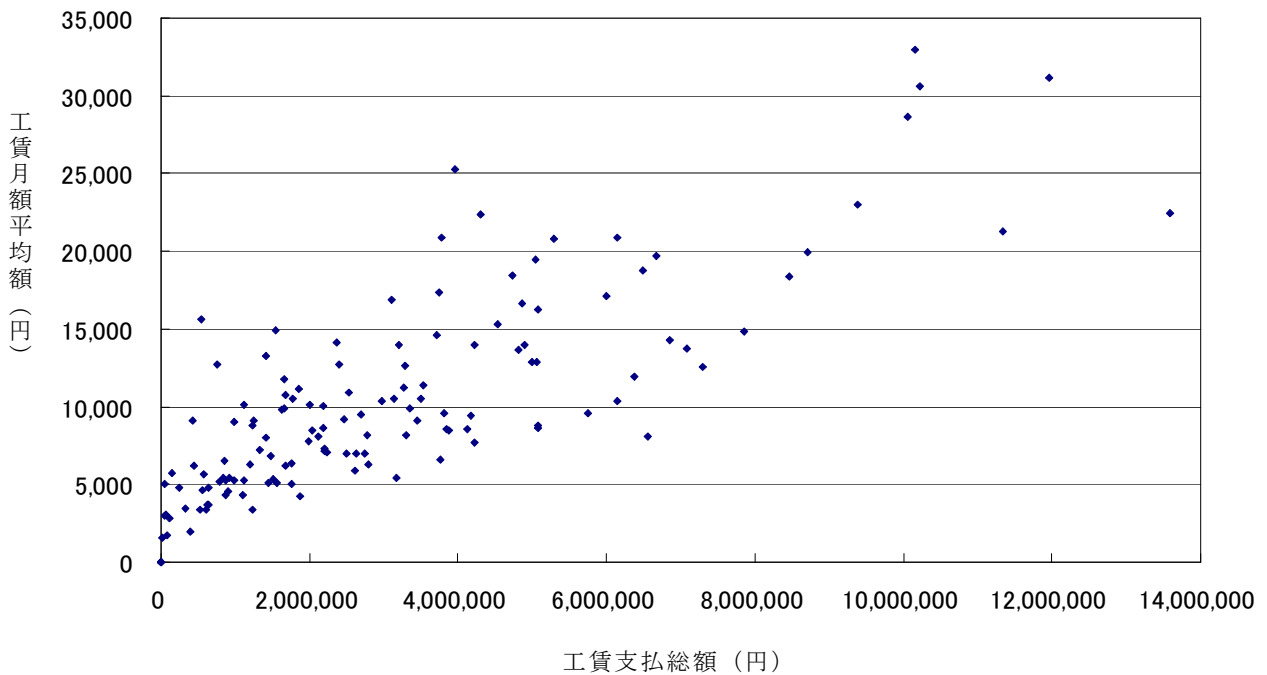
※2 計画対象事業所

平成23年度に厚生労働省が各都道府県を通じて調査した工賃（賃金）月額実態調査で調査した事業所のうち、利用者と雇用契約を締結して最低賃金を保証している就労継続支援A型事業所である14施設を除いた138の就労系施設の月額平均。

【平成23年度工賃（賃金）月額実績調査（計画対象事業所）】

サービス種別	事業所数	対象者延人数(人)	工賃支払額(円)	平均工賃(円)	
		A	B	B/A	
就労継続A型	14	1,726	73,135,239	42,373	
就労継続B型	129	34,191	397,196,407	11,617	
知的入所授産	1	0	0	0	
知的通所授産	6	2,517	23,419,316	9,304	
精神通所授産	1	286	2,969,011	10,381	
精神小規模通所授産	1	171	629,870	3,683	
合計	A型を含む	152	38,891	497,349,843	12,788
	A型を除く	138	37,165	424,214,604	11,414

【平成23年度対象事業所の工賃月額平均額と工賃支払総額の分布】

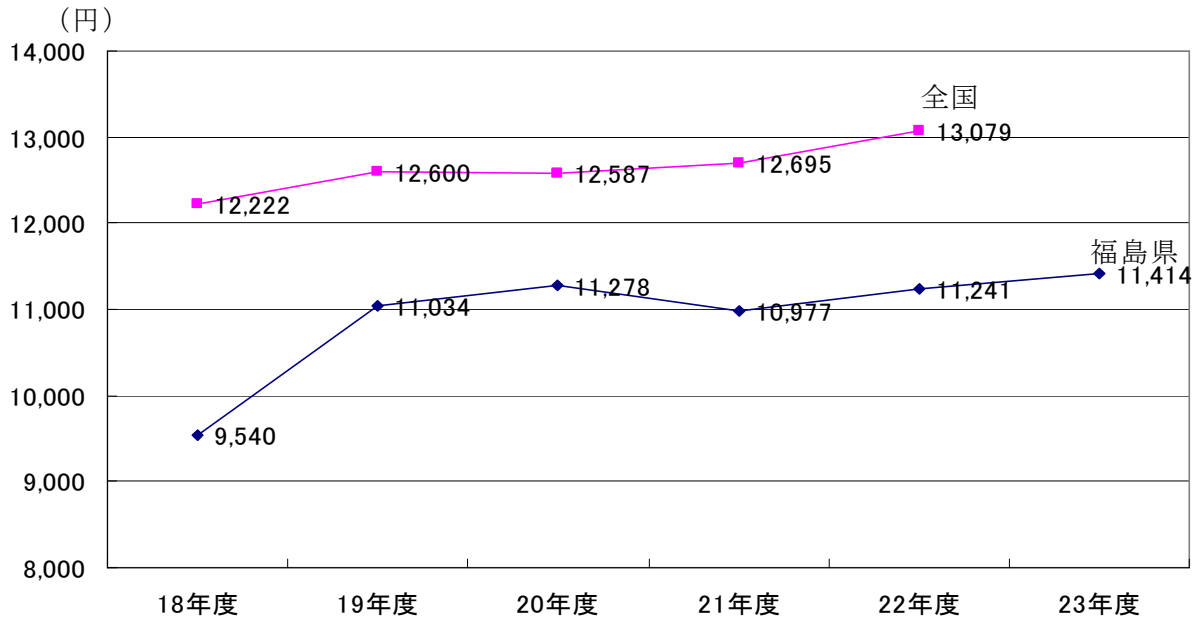


【福島県、全国工賃実績】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
平均工賃(円)		1,494	244	△ 301	264	173
	9,540	11,034	11,278	10,977	11,241	11,414
対象施設(か所)		6	25	6	20	20
	61	67	92	98	118	138
工賃支払総額(円)		77,262,832	54,979,260	58,905,726	64,764,498	19,383,365
	148,918,923	226,181,755	281,161,015	340,066,741	404,831,239	424,214,604
対象者延人数(人)		4,889	4,430	6,050	5,036	1,150
	15,610	20,499	24,929	30,979	36,015	37,165
全国平均(円)		378	△ 13	108	384	—
	12,222	12,600	12,587	12,695	13,079	—
全国順位(位)		△ 8	△ 1	4	2	—
	44	36	35	39	41	—

※上段は前年からの増減

【福島県、全国工賃推移】



## 2 計画対象事業所の実態

本計画の改訂にあたり、県内の就労継続支援B型事業所に工賃向上計画の作成をお願いし、とりまとめた事業所の概要、事業形態、課題等は下記のとおりです。

### (1) 各事業所の定員数、利用者数、職員数

#### 【調査事業所数】

(カ所)

B 型
147

#### 【事業所種別毎の定員数・利用者数】

(人)

種別	定員数 (平均)	利用者数 (平均)
B 型	23. 1	22. 4

#### 【定員規模毎の事業所数】

(カ所、%)

種別	10人未満	10～19	20～29	30～39	40～49	50人以上	計
B 型	1	23	84	24	12	3	147
	0.7	15.7	57.1	16.3	8.2	2.0	100.0

#### 【職員配置数】

(人)

管理者	常勤職員	非常勤職員	その他	計
147	676	271	33	1,120
(25)	(503)	(221)	(13)	(762)

※下段は、職員数のうち直接生産活動に関わる職員数

## (2) 事業形態

各事業所の事業形態を見ると、直売（弁当、パン、食品・調味料類、手工芸品の販売や飲食店経営など）と納品（部品加工・組立、食品加工、パックや箱詰、ラベル貼りなどの下請的業務）を複合的に行っている事業所が全体の28%と最も多く、直売のみ、納品のみ等単体での事業よりも直売、納品、役務等を複合的に行う事業所が多くなっています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故のため、事業を休止している事業所が6カ所あります。（平成24年5月末現在）

### 【事業形態】

（カ所、%）

種別	直売	納品	役務	直売 納品	直売 役務	納品 役務	直売 納品 役務	休止	計
計	20 13.6	18 12.2	2 1.4	42 28.6	32 21.8	7 4.8	20 13.6	6 4.1	147 100.0

## (3) 経営上の課題等

各事業所の課題は、下記の①から⑥のとおり平成19年度のプラン策定時と同様のものが継続課題として数多くあげられました。また、28事業所が風評や事務所の移転等、東日本大震災による影響について回答しています。

### ① 意識改革と経営改善

- 事業運営に関する業務に追われ、職員の意識が工賃向上に関することまでまわらない。
- 職員の研修等が行われていないため意識や知識が不足している。
- 目標工賃達成に向けた職員の意識統一が不十分。
- 売上げ増加を目指してはいるが、職員、利用者の意識が不十分な上、具体的な計画が明確化されていない。
- 管理者における経営者としての意識付けが必要。

### ② 生産性向上、品質確保等

- 利用者の高齢化、重度化に伴いより技術や正確性を求められる作業が年々難しくなっている。
- 利用者の特性にばらつきがあり特性に適した作業工程、内容を配するのが難しい。
- 利用者の特性として、仕事の意欲は十分にあるものの、重度者が4割を占め、仕事時間、仕事内容にも限界があるのが現実。
- 作業の種類や量を増やし、工賃アップをしたいとは考えているが、利用



者の出席率がバラバラなため、安定した収入を見込むことが難しい。

**③ 商品開発、品質・付加価値の向上**

- 主力商品がない。
- 販売商品の品数が少ない。
- 製品のマンネリ化が進み、売上げが停滞気味。
- 自主製品のラインナップ不足。

**④ 市場開拓、販路・受注の拡大**

- 営業力が弱く、新規顧客の開拓が思うように進まない。
- 新規の企業開拓が難しい。（どのように開拓していいのかわからない。）
- 自主製品の新品開発、販路の拡大が必要。
- 授産品販売に協力できる店舗の開拓も販路拡大の課題。

**⑤ 生産活動と福祉サービスとの調和**

- 自閉症や発達障害の方が安心して通所し作業できるような環境設定が必要であるが限られた作業スペースの中では十分な対応が難しく、作業に集中できる環境が整備されていない。
- 自閉症の利用者に見合う仕事が見つからずただ施設に出勤しているだけの利用者として一所懸命働いている利用者に同額を支払っているため、働いている利用者には不満が残っている。

**⑥ 組織体制、経営基盤**

- 職員の人手不足。
- 職員の配置に余裕がなく研修等参加が少なくなる。
- 限られた人員の中で利用者の指導、現製品の生産、販売に手一杯になり、新しい商品の開発や販路の拡大等が思うようにできていない。
- 新規作業内容を導入するための施設内スペースの確保が難しく生産設備導入への資金不足がある。

**⑦ 東日本大震災による影響**

- 地元の大豆を使用した豆腐のため、原発事故後、顧客離れが進み回復しない。
- 風評被害により農業の今後の展望が見えにくい。
- 原発事故により栽培していた野菜が出荷停止になり生産不能になってしまった商品がある。
- 警戒区域からの避難のため事業を休止中。

### 第3 目標工賃

#### 1 目標工賃の考え方

本計画における県の目標工賃額については、障がい者の自立と社会参加の促進を目指し、地域生活を送る上で最低限必要となる標準的な生活費を算出し、現行の社会保障制度や障害福祉サービスの利用者負担の下で、就労等により当面どの程度の収入の確保を目指すのかといった観点から、計画期間内に達成すべき目標工賃額を再設定します。

#### 2 地域生活のための標準的経費

プランの策定に当たり、アドバイザーの協力を得て、障害基礎年金1級及び2級受給者で、グループホームで生活し、通所の就労系福祉サービスを利用している障がい者の生活実態調査データの提供を受けました。

#### 【障がい者の生活実態調査】

(単位：円)

収入平均額		支出平均額	
項目	金額	項目	金額
障害基礎年金	71,331	ホーム生活費	57,533
家賃補助(市単補助)	6,556	ホーム・事業所利用料	10,305
福祉手当・交通費助成	549	弁当代・給食代	3,016
工賃	13,329	医療費	1,614
その他	645	国保税・共済掛金等	3,249
収入計	92,410	交通費	3,768
		行事参加費等	7,891
		小遣い・その他	19,561
		支出計	106,938
		収支差額	▲ 14,528

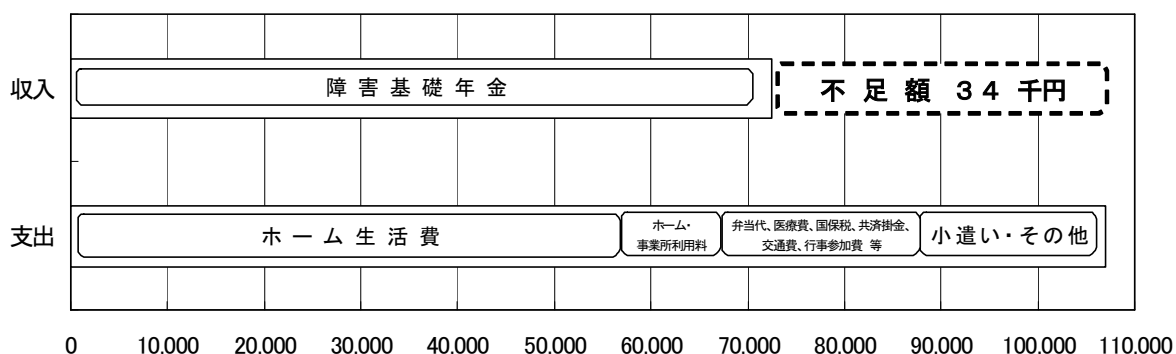
調査結果を見ると、障がい者の収入は、障害基礎年金等の公的給付金以外には、実質的に工賃収入以外の収入はない実態にあります。

また、月額平均工賃は、約13千円で県平均を上回っていますが、1ヶ月の平均収入は合計93千円(市単独事業の家賃補助平均受給額6.5千円を含む。)、平均生活費は約107千円であり、月額14.5千円の赤字となっています。

### 3 本県の目標工賃

前記2の生活実態調査データによる平均生活費約107千円から、障害基礎年金・福祉手当等の公的給付金（家賃補助は除く。）及びその他収入の合計額約73千円を控除した金額は、約34千円となります。

【障がい者の生活実態調査（収入－支出）】



上の図のとおり、標準的なモデルで算出した場合、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等の他に、平均で34,000円が必要となります。

現在、各事業所における工賃にはかなりの開きがあるほか、事業所の規模や利用者の障がい特性等も様々な状況にあります。障がい者の生活の質を高めるため、工賃向上により、それぞれの事業所が34千円を賄う意気込みで取り組む姿勢が大切になります。

現行制度の下で、障がい者の地域生活を支えるためには、工賃の向上は重要な取り組みであり、事業所の努力とともに、企業や行政も含め、地域が一体となって取り組む必要があります。

この地域生活を送るために不足する34千円の解消に向けて、計画期間である平成26年度までに達成すべき県の目標工賃の設定については、現在の本県の工賃水準や各事業所の実情等を考慮し、平成19年度当初計画策定時と同額の月額20,000円、時間額は、151円とします。

本計画の目標平均工賃は、県全体の目安として設定したものであり、各施設においてはそれぞれの実情に応じて、独自の取組期間、目標工賃の設定が必要です。

そして、それぞれの目標の実現に向けては、障がい者も事業所も地域社会において輝けるよう、地域がネットワークを形成し一体となって障がい者を支え合うコミュニティを形成することが特に重要であり、こうした取り組みを推進することとします。

## 第4 推進方策

### 1 推進の視点

各事業所の課題の解決及び目標工賃の達成のために次の点に留意して、対策を推進することとします。

#### ① 自主性、主体性の尊重

すべての対象事業所が工賃向上計画を作成し、事業所長、職員、利用者等が各事業所の課題を把握、整理し、自主性・主体性をもって工賃向上に取り組むことが必要となります。

#### ② 意識改革と人づくり

各事業所は、福祉サービスの専門性は有しているが、経営に関する専門的な知識やノウハウは持ち合わせていない場合が多いため、企業的な経営手法への意識改革を推進します。

#### ③ 福祉サービスの質的向上

工賃向上は、事業所のサービスの質を見直し、高めていくための具体的な手段であり、個々の利用者の障がい特性や意向を踏まえ、明確な目標を定めて実践することを通して、工賃向上が福祉サービスの質的向上にもつながるよう取組を推進します。

#### ④ 企業、経済団体、市町村との連携強化

地域で障害者を支える仕組みを構築する必要があることから、市町村、地域の企業・経済団体等との情報交換や協力体制の構築等により連携を深めることが重要となります。

#### ⑤ 東日本大震災への対応

地震、津波による被害の他、進行中で収束の見えない原子力災害やこれに伴う風評被害に見舞われた事業所の持つ様々な課題に対応していく必要があります。

## 2 具体的な推進方策

各事業所の工賃向上計画に基づいた主体的な取組みを促進するため、県として、次のような支援を行います。

### 【施設長等研修】

- 事業所の収益の改善を図り、障がい者の工賃を向上させるためには、企業的経営感覚を持った人づくりが重要であるため、施設長等の事業所責任者の経営能力を高めるため各事業所の実態に合わせた研修を実施します。また、工賃向上に取り組む先進事例等の紹介等、各事業所が自ら考えて行動するための情報提供に努めます。

### 【経営相談体制の整備】

- 事業所が抱える企業的経営に関する幅広い課題に対応するため、専門的な経営相談に応じることができる体制を整備します。

### 【工賃向上計画の有効性評価】

- 事業所において作成した工賃向上計画のとおり計画が実施され有効に機能しているかについて、経営相談員等を派遣し、目標を達成するためのPDCAサイクルを確立し、各事業所の工賃向上のための支援を行います。

### 【専門家派遣】

- 工賃向上を目指して企業的経営手法の導入を図る等、経営改善に取り組む事業所に対して、生産性や品質の向上、製品開発、販路拡大等、各事業所の個別課題に対応した経営コンサルタント等の専門家派遣を実施します。

### 【地域連携】

- 事業所間の連携や地域の企業・経済団体、市町村等との連携を深めるため経営相談員等による積極的な事業所訪問や関係会議への出席をとおして地域の意見を集約し、受注拡大や販売促進を目指します。

### 【発注の拡大】

- 事業所への優先発注について積極的に取り組みます。また、平成25年4月から施行される「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき受注機会の増大を図るための措置を講じるよう努めます。

### 【授産振興】

- 授産製品のPR方法や地域に根ざした授産事業のあり方を検討し、全国的な販路拡大や業務の受注に取り組めます。また、共同受注マッチングセンター機能による共同受注体制を整備し、企業情報や事業所のニーズの掘り起こし、情報提供に取り組めます。

### 【就労支援部会における取組】

- 県自立支援協議会就労支援部会において、就労継続支援B型事業所のありかたについて検討するとともに、各福祉圏域における工賃向上に繋がる仕組みづくりを検討します。

### 【震災復興】

- 東日本大震災の影響により、売上の減少や生産活動が低下している事業所、原子力災害により避難を余儀なくされ、事業形態を変更する事業所等を支援します。

### 3 関連事業（平成24年度）

#### （1）授産振興

① 授産振興対策事業（障がい福祉課）

本県授産製品の振興を図るため、関連情報の収集と提供、経営安定化のための相談・援助、製品の共同発注、受注及びその斡旋、販売の促進（展示・販売）と販路の拡大等を行うため、福島県授産事業振興会への助成を行います。

② 経営意識向上研修事業（障がい福祉課）

事業所における経営意識向上ための研修を行います。

③ 障害者就労支援事業所支援コーディネーター事業（障がい福祉課）

東日本大震災により売上の減少や生産活動が低下している、事業所を支援するため、販路の拡大、マッチング支援、運営相談等を行うコーディネーターを配置します。

④ 障害者就労支援事業所支援事業（障がい福祉課）

東日本大震災の影響を受けた福島県内の障がい者就労支援事業所や事業団体と連携、協力し、全国的な支援活動を展開・構築します。

⑤ 授産施設等震災復興支援事業（緊急雇用創出事業）

県内6県域に「授産施設等震災復興支援員」を配置し、施設の被災状況や支援ニーズの調査、企業・官公庁のニーズ把握、顧客への情報提供、授産施設等の製品・役務の取りまとめ等を行い、顧客と事業所の連携を図ります。

⑥ 物品調達優遇制度（出納局）

障がい者雇用を積極的に推進している企業及び授産施設等からの優先的な物品調達を行います。

※ 平成23年度実績

障がい者雇用推進企業8社：指名323回、契約67件（36,807千円）

授産施設等107施設：契約4件（16,697千円）

⑦ 在宅就業障害者支援制度（国）

在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。

#### （2）施設整備

① 障害者自立支援基盤整備事業（障がい福祉課）

新体系サービス等の基盤整備を図るために必要な既存施設の改修や備品購入等に対し助成を行います。

② 社会福祉施設整備事業（障がい福祉課）

社会福祉法人等に施設整備費の一部を補助します。

③ 財団法人福島県総合社会福祉基金事業（社会福祉課）

社会福祉法人等の施設・設備の整備に対し助成を行います。

## 第5 一般就労への移行促進

### 1 現状と課題

本県の民間企業における障がい者の実雇用率は、平成24年6月現在で1.64%と法定雇用率の1.8%（平成25年4月から2.0%に引き上げ）を下回る状況にあります。また、ハローワークによる障がい者の職業紹介状況を見ると、平成23年度末登録者数9,349人（23年度新規登録者2,183人）に対し、就業者数986人となっています。

「福島県障がい福祉計画」においては、障がい者の自立と社会参加の促進を目指して、福祉的就労における工賃水準の向上とともに、福祉施設から一般就労への移行促進を重点目標のひとつとして掲げています。

### 2 推進方策

福祉施設（福祉的就労）から一般就労への移行促進については、障がい者委託訓練事業、障がい者職業能力開発事業、トライアル雇用やジョブコーチの積極的な活用を図るとともに、就労移行支援事業の推進や障害者就業・生活支援センターの拡充などを図ることとしていますが、今後は、これまで希薄であった地域の企業・経済団体等との連携の強化を図ることが重要です。

このため、工賃向上や一般就労への移行促進に向けて、テクノアカデミーを活用した障がい者職業訓練の地域拠点づくりや、地域の福祉施設・特別支援学校と企業・経済団体・関係機関等との情報・意見交換の場づくり及び協力体制の構築など、地域で障がい者を支援するためのネットワークのあり方を検討します。

○就労移行支援施設	17施設	（各施設の定員合計173名）
○配置型・1号ジョブコーチ	20名	（独）福島障害者職業センター 6名
		県内社会福祉法人 14名

### 3 関連事業（平成24年度）

- ① 障がい者就業・生活支援センター事業（障がい福祉課）  
障がい者が就労するために必要な生活上の相談及び健康上の相談等の生活支援事業を行い、障がい者の自立支援を図ります。
- ② 障がい者委託訓練事業（産業人材育成課）  
企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等に委託し、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施し、障がい者の雇用を促進します。
- ③ 障がい者職業能力開発事業（産業人材育成課）

テクノアカデミー郡山を障がい者職業訓練事業の地域拠点として位置付けるとともに、知的障がい者に対する職業訓練を実施します。

④ 職場適応訓練事業（雇用労政課）

訓練終了後も引き続き雇用することを前提とし、障がい者等を対象に実施訓練を行い、それにより職場に対する心理的不安を取り除きながら技能を身につけるとともに適応性を高めます。

⑤ 特別支援教育進路達成プラン事業（特別支援教育課）

高等部設置校14校を対象に、移行支援機能の充実、企業の求める人材育成、障がい者雇用の理解啓発の更なる推進、就労支援に関する教員のスキルアップを図ります。

⑥ 障害者雇用納付金制度による各種助成金（国）

障がい者を雇用する際の作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別な雇用管理等が必要な場合に助成されます。

## 第6 進行管理（点検・評価を含む。）

毎年度、実施状況の点検及び評価を行い、必要に応じて随時、計画の見直しを実施します。

### 1 進行管理体制

「福島県工賃向上プラン推進会議」を設置し、計画の進行管理を行います。

### 2 推進会議の役割

- ① 各年度における計画の達成状況の点検及び評価を行い、授産施設等における障がい者の工賃向上を図るための方策の検討や助言等を行います。
- ② 障がい者福祉課は、取組状況の調査等を実施するとともに、推進会議の助言等を踏まえ、工賃向上を図るための対策の検討等を行います。

## 第7 その他

### 国への提言・要望

本計画における目標工賃額については、障がい者の自立と社会参加の促進を目指し、地域生活を送る上で最低限必要となる標準的な生活費を算出し、現行制度の下で、就労等によりどの程度の収入の確保を目指すのかといった観点から、計画期間内に達成すべき目標工賃額を定めましたが、今後とも国の施策の動向を注視しながら、社会保障制度や障害福祉サービスの利用者負担のあり方など、必要に応じて国に対する提言・要望を行ってまいります。



